

平成十九年七月十日受領
答弁第四六六号

内閣衆質一六六第四六六号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎訴訟の政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出葉害肝炎訴訟の政府の対応に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

安倍内閣総理大臣は、本年三月三十日に、訴訟は訴訟として、現実問題としてできることがあれば努力する必要がある旨述べ、また、同年六月二十五日に柳澤厚生労働大臣に対し、従来のウイルス性肝炎対策の延長線上ではない対策を講じるようにとの指示を改めて行っている。

厚生労働省においては、これらの指示等を踏まえ、検査・診療体制の強化、治療方法の開発等の対策の充実や、従来の延長線上ではない新たな対策の実施について、与党における検討とも併せて、早急に検討を進めているところである。

五について

訴訟への対応については、今後の判決の内容も踏まえて法律論をよく整理することとしている。